

平成 22 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

( 国土交通省 )

制 度 名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長																																																																				
税 目	登録免許税 ( 租税特別措置法第 80 条、81 条 )																																																																				
要 望 の 内 容	<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 ( 以下、「産活法」という。 ) に基づく登録免許税の特例措置を平成 24 年 3 月 31 日まで ( 2 年間 ) 延長する。</p> <p>(1) 対象者 産活法に基づき、事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画の認定を受けた事業者 ( 当該事業者がその経営を実質的に支配している者 ( 関係事業者 ) を含む )</p> <p>(2) 特例措置 上記対象者が認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、資本の相当程度の増加、会社の設立等の登記に係る登録免許税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">租税特別措置法 第 80 条第 1 項</th> <th style="text-align: center;">措置の内容</th> <th style="text-align: center;">本則</th> <th style="text-align: center;">産活法</th> <th style="text-align: center;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 号</td> <td>合併</td> <td style="text-align: center;">0.15%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> <td style="text-align: center;">0.05%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(括弧書きの部分)</td> <td>( 資本金が増加する場合の合併 )</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 号</td> <td>分割</td> <td style="text-align: center;">0.15%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> <td style="text-align: center;">0.05%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(括弧書きの部分)</td> <td>( 資本金が増加する場合の分割 )</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4 号 ( 売買 )</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の所有権の取得</td> <td style="text-align: center;">2.8%</td> <td style="text-align: center;">2.3%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">5 号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td style="text-align: center;">不動産</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船舶</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">0.3%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td style="text-align: center;">不動産</td> <td style="text-align: center;">0.8%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> <td style="text-align: center;">0.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船舶</td> <td style="text-align: center;">2.8%</td> <td style="text-align: center;">1.2%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> </tr> </tbody> </table>					租税特別措置法 第 80 条第 1 項	措置の内容	本則	産活法	軽減率	1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	( 資本金が増加する場合の合併 )	0.7%	0.35%	0.35%	3 号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	( 資本金が増加する場合の分割 )	0.7%	0.35%	0.35%	4 号 ( 売買 )	不動産の所有権の取得	土地	1.0%	1.6%	-	建物	2.0%	1.6%	0.4%		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法 第 80 条第 1 項	措置の内容	本則	産活法	軽減率																																																																	
1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																																	
2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																																	
(括弧書きの部分)	( 資本金が増加する場合の合併 )	0.7%	0.35%	0.35%																																																																	
3 号	分割	0.15%	0.1%	0.05%																																																																	
(括弧書きの部分)	( 資本金が増加する場合の分割 )	0.7%	0.35%	0.35%																																																																	
4 号 ( 売買 )	不動産の所有権の取得	土地	1.0%	1.6%	-																																																																
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																																
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																																	
5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																																
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																																
	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%																																																																
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																																
	減収見込額	-			( 567 百万円 )																																																																

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

### (1) 政策目的

我が国産業の生産性の向上を実現するため、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を通じて事業再編・事業再生を促進する。

#### (産活法の目的)

我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させ、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。

### (2) 施策の必要性

本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るため、組織再編・事業再編を行う場合において、当該再編に係る費用を軽減することにより、組織再編・事業再編を促すものであり、我が国産業の生産性向上を政策的に支援するものである。

特に、平成 20 年下期以降の世界的な経済収縮に対して、業界再編等を通じて対応することは喫緊の課題であり、産活法に基づく生産性向上、事業革新、資源生産性向上など一定の規準を満たす取組について、再編時に課税される登録免許税を軽減することにより、様々な業界における経営統合や組織再編を加速する必要がある。

### (3) 要望の措置の妥当性

租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

我が国産業の生産性の向上及び国際競争力の強化を実現するためには、組織再編・事業再編を通じ経営資源の効率的な活用を促進することが重要である。

本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るため、組織再編・事業再編を行う場合において、当該再編に係る費用を軽減することにより、組織再編・事業再編を促すものである。

特に、平成 20 年下期以降の世界的な経済収縮に対して、業界再編等を通じて対応することは喫緊の課題であり、産活法に基づく生産性向上、事業革新、資源生産性向上など一定の規準を満たす取組について、再編時に課税される登録免許税を軽減することにより、様々な業界における経営統合や組織再編を加速することが可能となり、合理性が認められる。

租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか

我が国の経営資源の効率的な活用を促進し、生産性を向上させるためには、組織再編・事業再編を促進することが不可欠である。本措置により、事業者の企業戦略を阻害することなく、組織再編・事業再編の円滑化を図ることが可能となり、事業者の生産性の向上に有効である。

租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

補助金によった場合には、交付等の手続きが煩雑となり、事業者の負担にもつながることから、税制度として実施することが相当である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護  施策目標 3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する  施策目標 3 5 建設市場の整備を推進する  施策目標 3 8 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る。																																	
	政策の達成目標	産活法の計画認定に基づく政策支援を通じた経営資源の有効活用等により、我が国企業全体について、生産性の向上、資源生産性の向上を達成することを目指す。																																	
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（2 年間）																																	
	同上の期間中の達成目標	現下の厳しい経済状況に鑑み、引き続き、我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。  具体的には、産活法の認定計画であって登録免許税の軽減措置を受けた全ての計画について、生産性向上基準を達成することを目指す。																																	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【国税】 ・事業革新設備の特別償却 ・資源需給構造変化対応設備等の特別償却 【地方税】 ・不動産取得税の減額																																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当無し																																	
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当無し																																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	<p>産活法を創設した平成 11 年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国の ROA 及び ROE は改善してきたが、平成 20 年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。</p> <p>総資産経常利益率（ROA）の実績 【制度創設】平成 11 年度：2.1%                      平成 20 年度：2.5 自己資本当期純利益率（ROE）の実績 【制度創設】平成 11 年度：0.8%                      平成 20 年度：1.6%</p> <p>財務省「法人企業統計年次別調査」を元に経済産業省が集計</p> <table border="1"> <caption>ROE、ROAの年度推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ROE (%)</th> <th>ROA (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成11年度</td><td>0.8%</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>2.5%</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>0.1%</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>1.8%</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>3.8%</td><td>2.9%</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>4.4%</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>5.7%</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>6.2%</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>5.6%</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1.6%</td><td>2.5%</td></tr> </tbody> </table>	年度	ROE (%)	ROA (%)	平成11年度	0.8%	2.1%	平成12年度	2.5%	2.7%	平成13年度	0.1%	2.3%	平成14年度	1.8%	2.5%	平成15年度	3.8%	2.9%	平成16年度	4.4%	3.4%	平成17年度	5.7%	3.8%	平成18年度	6.2%	3.9%	平成19年度	5.6%	4.0%	平成20年度	1.6%	2.5%
年度	ROE (%)	ROA (%)																																	
平成11年度	0.8%	2.1%																																	
平成12年度	2.5%	2.7%																																	
平成13年度	0.1%	2.3%																																	
平成14年度	1.8%	2.5%																																	
平成15年度	3.8%	2.9%																																	
平成16年度	4.4%	3.4%																																	
平成17年度	5.7%	3.8%																																	
平成18年度	6.2%	3.9%																																	
平成19年度	5.6%	4.0%																																	
平成20年度	1.6%	2.5%																																	

<p>租税特別措置 の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録免許税の軽減措置の適用計画数（申請時に希望したもの） 全省庁ベース（括弧書きは、国土交通省ベース）</li> <li>・平成15年度：72件（9件）</li> <li>・平成16年度：67件（11件）</li> <li>・平成17年度：57件（11件）</li> <li>・平成18年度：26件（5件）</li> <li>・平成19年度：21件（3件）</li> <li>・平成20年度：18件（2件）</li> <li>合計：261件（41件）</li> </ul> <p>軽減額：約405億円（3,301百万円）</p>
<p>租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等</p>	<p>登録免許税の軽減措置を講ずることにより、会社設立や増資等の取引に係るコスト(トランザクションコスト)を軽減し、事業再生・事業再編を促進することは、我が国産業の生産性の向上に有効である。</p> <p>平成21年4月1日現在、平成15年度～平成20年度に産活法で認定した計画のうち約9割が登録免許税を活用（全省庁ベース）しており、そのうち約9割の計画が、生産性向上の基準を達成している。</p>
<p>前回要望時 の達成目標</p>	<p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。</p>
<p>前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由</p>	<p>産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROA及びROEは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成11年10月創設 平成12年4月税率引き下げ 平成13年4月延長（2年間）及び分割に係る不動産の所有権の取得についての軽減措置を延長 平成15年4月延長（5年間：平成18年以後 縮減） 平成18年4月延長（2年間）及び事業に必要な資産の譲受等に係る不動産の所有権の取得についての軽減措置を規定。 平成20年5月延長（2年間） 平成21年4月延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ）</p>